

九重町国土強靭化地域計画

令和3年4月

目次

はじめに	1
------	---

第1章 地域の強靭化の基本的考え方

1 国土強靭化と地域強靭化について	2
2 地域強靭化の理念	3
3 基本的な方針等	3
4 計画の位置づけ	4

第2章 地域強靭化の推進目標

1 基本目標	5
2 事前に備えるべき目標	5

第3章 脆弱性評価

1 想定するリスク	6
2 九重町における主な自然災害リスク	6
3 施策分野	7
4 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
5 評価の実施手順	10
6 評価結果	10
7 評価結果のポイント	21

第4章 九重町地域強靭化のための施策プログラム

1 施策プログラムの策定	23
2 施策推進の指標となる目標値の設定	23
3 施策の重点化(重点化すべき施策項目の設定)	24
4 施策重点化の考え方及び設定方法	24
5 九重町地域強靭化のための施策プログラム【重点】	25
6 九重町地域強靭化のための施策プログラム【施策分野別】再掲	32

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等	38
2 計画の推進方法	38
3 推進体制	39

はじめに

九重町は、大分県の南西部に位置しており、東は由布市、竹田市に、北西は玖珠町に、南西は熊本県阿蘇郡に接している。

町の中央部を筑後川上流玖珠川が東西に走り、西側に田畠、山林等が開け、東南の方には久住山、大船山、三俣山等10有余の標高800mから1,764mに達する九州の屋根といるべき名峰連なる九重山群に囲まれています。

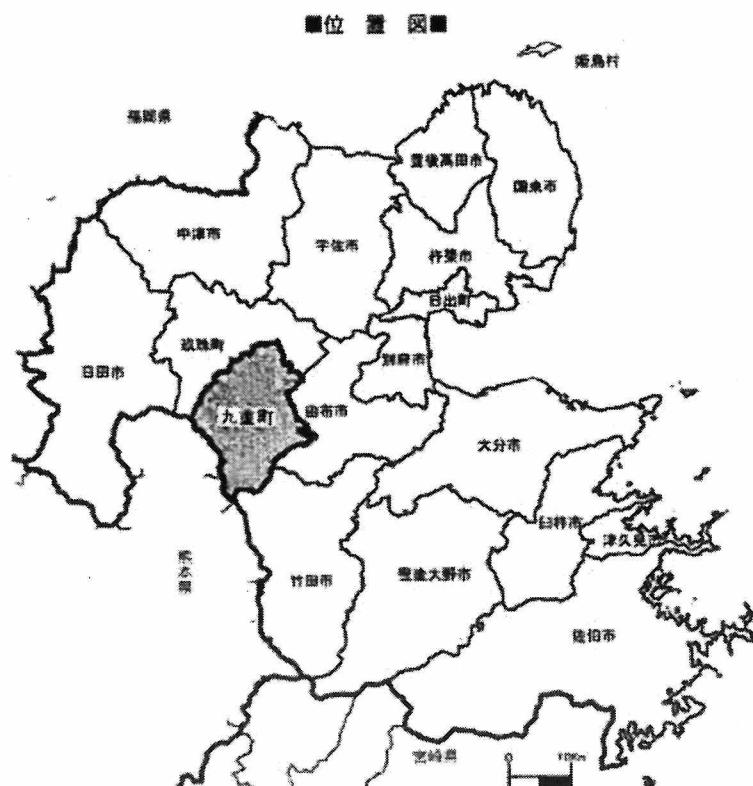
耕地は玖珠川沿いの流域と山麓の急傾斜地の標高350mから1,050mの間に階段状に散在し、大部分を山林と原野が覆っています。

気候は変化が激しく、東北から九州を内包しているといえます。

さらに本町は、地熱資源をはじめ豊富な資源を有し、変化に富んだ自然景観にも恵まれ、無限に発展する可能性を秘めた町です。

しかし、災害の側面から本町を考えると、自然の豊かな恵みがあふれる地域である一方で、風水害や地震、火山の噴火等の大きな災害をもたらすおそれを有しています。

九重町国土強靭化地域計画は、そうした本町の災害リスク一つひとつに対しての備え、さらには「自助」「共助」「公助」の連携により、防災、減災や早期の災害復旧を目標に「強靭な地域」を創り、後の世代に誇れる豊かで安全・安心な地域を受け継いでいくための計画です。



第1章 地域の強靭化の基本的考え方

1 国土強靭化と地域強靭化について

国は、平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえて、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年12月11日法律第95号。以下「基本法」という。)を制定しました。更にその後発生した災害から得た知見の反映、社会情勢の変化等を考慮し、国土強靭化計画基本法の見直しが行われています(平成30年12月に閣議決定)。

この基本法では、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、(中略)国土強靭化に関し、(中略)地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」とされ、「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、(中略)国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靭化地域計画」という。)を、(中略)市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされています。

国土強靭化の理念として、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を行っていく必要があることから、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限に図られること。
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化。
- ④ 迅速な復旧復興。

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靭化」の推進が求められています。

これを受けて大分県においては、「大分県地域強靭化計画」を平成27年11月に策定し、更に令和2年3月に改定を行っています。

九重町においても、熊本地震など近年の大規模地震や、これまでに経験をしたことが無い豪雨や年々巨大化する台風などの自然災害、そして、今後30年以内に70～80%の確立で発生するといわれている南海トラフ巨大地震が危惧される中、町民の生命や財産を守り、地域経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靭な地域づくりを計画的に推進するために、「九重町国土強靭化地域計画(以下、「地域計画」)」を策定します。

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、国土強靭化に関連する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。

このため、「九重町第4次総合計画」や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靭化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な観点に立って一体的に推進します。

「九重町地域防災計画」との関係について、地域防災計画では地震や風水害といった災害を特定し、その災害ごとに万が一発生した場合の対応方法について計画がまとめられていますが、「九重町国土強靭化地域計画」は、災害ごとの対処方法をまとめるのではなく、あらゆる自然災害を見据えつつ、どんなことが起こるとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靭な行政機能や地域社会、地域経済をつくりあげていこうとするもので、災害発生前の対策が主となります。

2 地域強靭化の理念

本町では、地理的・地形的な特性から多くの災害にさいなまれてきました。そのため、過去の災害から得た教訓を踏まえつつ、個々のまちづくり計画と連携し調和した対策が必要となります。

九重町地域強靭化の意義は、大規模災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することにあります。平時の段階から大規模災害に備えると同時に、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を図りながら、人口減少対策や地域活性化などの本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用しなければなりません。

九重町地域強靭化はこうした見地から、町民、各事業所、行政などまち全体で一丸となって取り組む必要があります。

3 基本的な方針等

地域強靭化の理念を踏まえ、防災、減災や早期の災害復旧、復興等を見据えた、強靭な地域づくりについて、過去の災害から得られた教訓を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき推進します。

なお、町民生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに大規模事故などあらゆる事象が想定されますが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることから、本計画においても国と同様に大規模自然災害を対象として地域強靭化に向けた取り組みを総合的に推進することとします。

(1) 地域強靭化の取り組み姿勢

短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

ア 災害リスクから、町民の命を守り被害を最小限に抑えるため、本町の特性に合ったハード対策とソフト対策を組み合わせて効果的に施策を推進すること。

イ 地域における「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と町民が連携及

び役割分担をして取り組むこと。

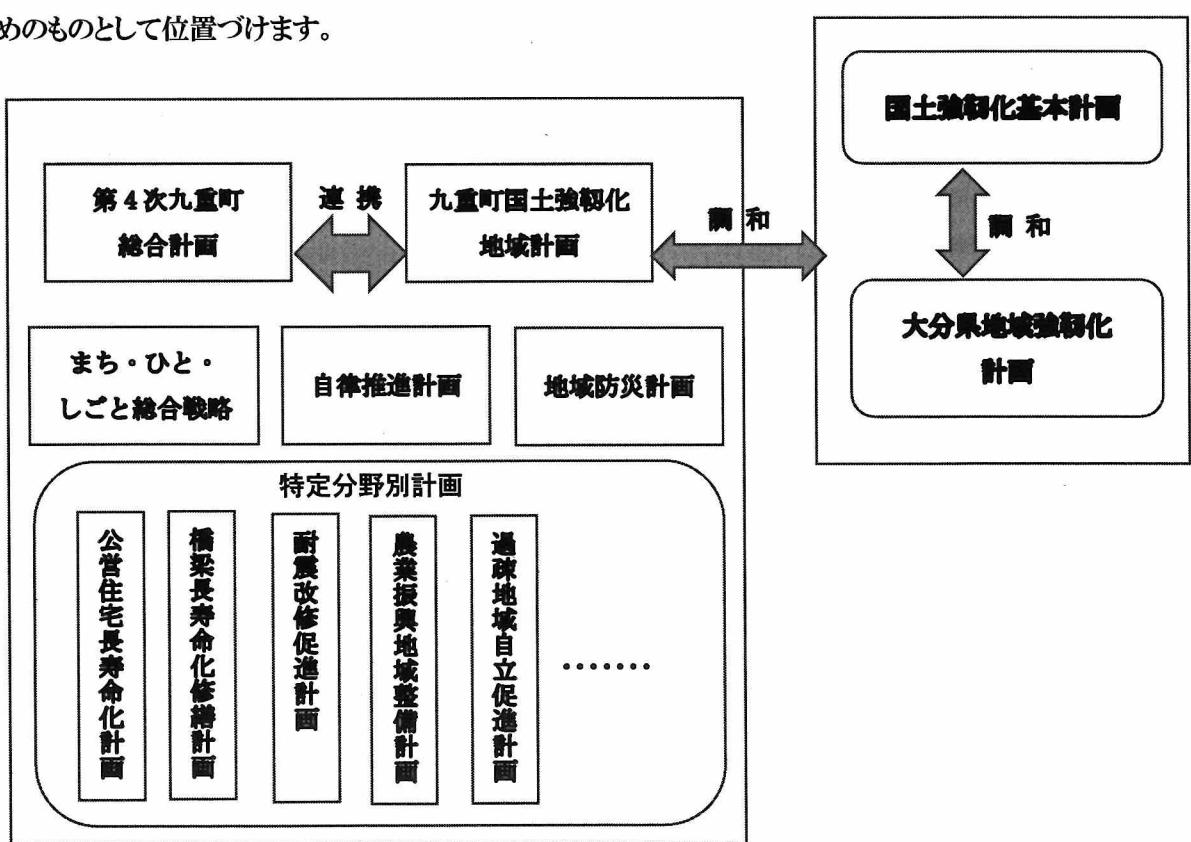
- ウ 非常に防災・減災等の効果を發揮するだけではなく、平時にもまちづくり等のため有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ア 少子・高齢型人口減少社会への対応、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、計画行政の推進による効率的な行財政運営による施策の持続的な実施に配慮し、健全財政の維持のため、施策の重点化を図ること。
- イ 人のつながりやコミュニティ機能を向上し、各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境を整備すること。
- ウ 既存の社会資本を有効活用することにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- エ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

4 計画の位置づけ

九重町国土強靭化地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定したものであり、「九重町第4次総合計画」並びに各種計画は、本計画と十分な連携を図ることとし、地域強靭化の観点から必要な見直しを行い、これを通じて地域強靭化施策を推進するためのものとして位置づけます。



第2章 地域強靭化の推進目標

本町における地域強靭化を推進する上での目標を、国の基本計画の「基本目標」、「事前に備えるべき目標」に即し、本町の現状や災害の切迫性等に応じて次のように定めます。

1 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限に図られること。
- (2) 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小にとどめること。
- (4) 迅速に復旧復興がなされること。

2 事前に備えるべき目標

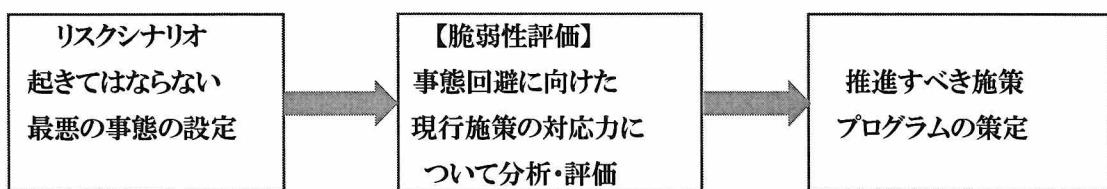
- (1) 大規模災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
- (2) 大規模災害発生直後救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。
- (4) 大規模災害発生後であっても、必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- (5) 大規模災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
- (6) 大規模災害発生後であっても、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する。

第3章 脆弱性評価

大規模災害等に対する脆弱性を分析・評価すること(以下「脆弱性評価」という。)は、地域強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり(基本法第9条第5項)、国的基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本町としても、本計画に掲げる地域強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

・脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



1 想定するリスク

九重町地域強靭化の対象となるリスクは、国と同様に大規模自然災害を対象とし、南海トラフ地震、これまで経験したことのない集中豪雨、巨大台風などの大規模自然災害を想定します。

また、大規模自然災害の範囲については、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対応すべきリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示します。

2 九重町における主な自然災害リスク

(1) 地震

本町で地震による被害は平成28年4月に発生した熊本地震で、震度5強の揺れが観測され、住家で全壊が1戸、町水道施設、道路橋梁、建造物に甚大な被害をもたらしました。

(2) 風水害

九重町内を流れる主な河川は、野上川、松木川、町田川、玖珠川がある。特に玖珠川においては、筑後川水系の支流で久住山北麓の飯田高原を源とし日田市において大山川と合流して三隈川となります。

また、これらの河川へ流入する準用河川8河川、普通河川45河川が、九重町の河川台帳へ登録されています。

(3) 複合災害

本町は、地震、暴風、豪雨、豪雪災害など多様な自然災害のリスクを有しており、個々の災害事象に対応した取り組みをはじめ、これら災害が重なって発生する複合災害も想定しなければなりません。

3 施策分野

下記のとおり7つの個別施策分野と5つの横断的分野を設定した。

<個別施策分野>

- A. 行政機能/警察・消防等/防災教育等
- B. 住宅・都市/環境
- C. 保健医療・福祉
- D. エネルギー/情報通信/産業構造
- E. 交通・物流
- F. 農林水産
- G. 国土保全

<横断的分野>

- ① リスクコミュニケーション(情報の共有、教育・訓練・啓発等)
- ② 地域の生活機能の維持・地域の活性化
- ③ 人材育成
- ④ 官民連携
- ⑤ 老朽化対策

4 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」、及び「45の起きてはならない最悪の事態」(表1)をもとに、山間地域である本町の地域特性等を踏まえ、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、8つのカテゴリーと「リスクシナリオ24の起きてはならない最悪の事態」(表2)を次頁のとおり設定しました。

(表1)

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護 が最大限図 られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	地域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
II. 国家及び社 会の重要な 機能が致命 的な障害を 受けず維持さ れる	2 救助・救急、医療活 動が迅速に行われる とともに、被災者等の 健康・避難生活環境 を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
IV. 迅速な復			

旧復興			2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する		3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
			3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
			3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する		4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
			4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない		5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下(サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下)
			5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
			5-3	コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
			5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響(基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止)
			5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響(空路の機能停止)
			5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
			5-8	食料等の安定供給の停滞
			5-9	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
			6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
			6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
			7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
			7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

表2 リスクシナリオ24の起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
(1)人命の保護 (2)地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される (3)町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 (4)迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)・風水害等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
		5-2	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-3	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響(農業生産等)
	6 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるととも	6-1	水道の長期間にわたる供給停止
		6-2	ごみ及び汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

	に、早期に復旧させる	6-3	基幹的交通から地域交通網の長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

5 評価の実施手順

表2で定めた「リスクシナリオ24の起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析及び評価を行いました。

課題の評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用するとともに、指標のうち特に重要と思われる指標については、九重町地域強靭化のための施策プログラム一覧において重点業績評価指標(KPI)として設定しました。

6 評価結果

令和3年1月時点で行ったプログラム及び施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、以下のとおりです。

九重町地域強靭化に関する脆弱性評価

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・不特定多数が集まる施設・交通施設等の複合的・大規模倒壊や、火災による死傷者の発生

【評価結果】

(住宅・建築物等の耐震化)

○ 住宅・建築物等の耐震化率は、県資料から木造61%非木造95%と、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特

に、民間の大規模建築物などについては、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化整備を進める必要がある。

- 小中学校(100%)、社会福祉施設(100%)、社会体育施設(100%)などの不特定多数が集まる施設の耐震化は完了しており、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め、一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「九重町公共施設等総合管理個別計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 町営住宅の老朽化対策については、「九重町公営住宅等長寿命化計画」等に基づき、計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

(避難場所等の指定・整備)

- 災害時の対応拠点として活用される公共建築物や備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や県と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・住宅の耐震化率 木造61%、非木造95%
- ・社会福祉施設の耐震化率 100%
- ・小中学校の耐震化率 100%
- ・九重町公営住宅等長寿命化計画 → 策定済み
- ・九重町防災マップの作成 → 作成
- ・避難場所21箇所・福祉避難所(協定)3箇所

1-2 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)・風水害等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(土砂災害警戒区域等の指定)

- 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は大分県の実施する基礎調査等への協力により、指定を推進するとともに、急傾斜地及び土石流ハザードマップを作成し、広報・ホームページ等で周知する必要がある。

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 九重町防災マップを作成・配布しているが、町民に対して周知の推進を図り、防災訓練等の実施を検討する必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 県、町では、それぞれの管理河川において、洪水を防止するための河川の掘削、築堤、護岸の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川等の改修に重点化するなど、今後一層県と連携し効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、除排施設の整備を進める必要がある。

【指標(現状値)】

- ・九重町防災マップの作成 → 作成 再掲
- ・土砂災害警戒区域等の指定 → 一部指定

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 熊本地震におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、支援活動や関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備を促進する必要がある。

- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公共施設の活用など施設整備のあり方について、関係機関と連携のもと、多角的に検討する必要がある。
- (非常用物資の備蓄促進)
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応など、2~3日分(推奨1週間分)の食料及び飲料水の自発的な備蓄を促進するため、啓発活動に取り組む必要がある。
 - 財政負担の軽減に配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・災害関係の協定件数 11件
- ・避難所運営マニュアルの策定

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【評価結果】

- 広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策では十分に対応できないおそれがあることなどの課題があるため、対応方策を検討する必要がある。
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、道路は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められるため道路網としての役割を維持する必要がある。また、農道や林道等を把握し活用する取組の推進も必要がある。

【指標・現状値】

- ・九重町防災マップの作成 → 作成 再掲
- ・土砂災害警戒区域等の指定 → 一部指定 再掲

2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【評価結果】

(災害時における医療的支援)

- 大規模な災害で多くの町民が負傷した場合においても、応急処置・輸送・治療能力等が不足することがないよう、応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について関係機関が連携して検討する必要がある。
- 避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収容できる人数、必要な資機材や人材の確保、並びに運営や支援の在り方

等について、官民が連携して検討を進める必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者に対する支援体制や、受入施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。
- 医療・社会福祉施設について、BCP の策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・町立診療所 1、民間医院 3
- ・福祉施設での受け入れ協定 3事業所

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【評価結果】

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時ににおける感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標(現状値)】

- ・予防接種法に基づく予防接種(麻しん・風しんワクチン)の接種率
1期 100% (H30) 2期 100% (H30)

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【評価結果】

(避難所運営)

- 住民による避難所の自主運営、車中泊などの避難所以外の避難者の把握や要配慮者への支援が円滑に行えるよう避難所運営マニュアルの策定及び運営訓練を推進していく必要がある。
- 学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、老朽化対策による施設の安全確保を図るとともに、トイレの洋式化など避難所としての防災機能を強化する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・避難所運営マニュアルの策定 再掲
- ・小中学校の耐震化率 100%

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を定めるものとして「九重町地域防災計画」があり、訓練などを通じ本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行い、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 熊本地震の経験を踏まえ、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、将来的な団員の担い手不足の課題もあり、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる役場等公共施設の耐震化は図られているが、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など対応拠点としての業務を継続するための機能強化を図る必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要がある。
- 災害発時に停電等が起こった際、役場庁舎には自家発電が設置されているが、設置されていない施設にも、自家発電機や、外部電源接続装置の設置に向けた推進を図っていく必要がある。

(広域応援・支援体制の整備)

- 災害発生時において被害が発生した場合、被害の拡大や二次災害を防止に資するため各行政機関との間で協定又は、申合せを締結しており、災害時に有効に機能するように平時から情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標(現状値)】

- ・災害対策本部を設置する庁舎(役場)の耐震化率 100%
- ・大分県消防防災ヘリコプター応援協定
- ・九重町業務継続計画の策定
- ・災害時等における市町村相互の応援等に関する協定

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【評価結果】

- 大規模な災害においては、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより

通信設備の損壊が発生し、情報通信の利用困難が想定される。

また、テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう代替手段の整備を図っていく必要がある

【指標(現状値)】

- ・防災行政無線の整備(デジタル化)
- ・避難所における、非常用電源の整備

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【評価結果】

○ 防災行政無線や防災情報を伝達するための確実かつ迅速な提供手段の多様化を図るための施策を推進する必要がある。併せて、避難行動の判断に必要となる河川・ダム及び土砂災害などの防災情報を、災害時においても迅速かつ的確に情報収集し、町民へ提供するための体制整備を引き続き推進する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・防災行政無線の整備(デジタル化) 再掲
- ・避難所における、非常用電源の整備 再掲
- ・スマートフォン等アプリの活用

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

【評価結果】

○ 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎のBCP 策定に加え、企業が連携したBCP の策定への取組が必要であり、関係機関及び民間も含めて幅広く連携し、効率的に進める必要がある。

【指標(現状値)】

- ・九重町商工会等との協定

5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

- 大規模自然災害が発生し道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、食料の安定供給の停滞が想定されるため、物資輸送ルートの確保が必要である。
- 大規模災害が発生した際に町道が被災し通行できない事態が生じ緊急輸送に障害を来す恐れがあるため町道の整備推進と老朽化・耐震化対策が必要である。
- 大規模自然災害が発生した際に、輸送体制が困難な状況になり物資が滞る可能性があるため、備蓄物資の供給体制強化や緊急物資輸送体制の構築が必要である。

【指標・現状地】

- ・橋梁の予防保全率 100%
- ・橋梁の点検率 100%
- ・道路橋の長寿命化修繕計画の策定

5-3 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響(農業生産等)**【評価結果】****○用水の確保**

渇水による用水の途絶は生産活動に甚大な影響を与えることから、用水の確保や供給施設の維持存続が必要

○食料生産基盤の整備

本町の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。

【指標(現状値)】

- ・農業従事者 27.9%

6 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**6-1 水道の長期間にわたる供給停止****【評価結果】****(水道施設の耐震化、老朽化対策等)**

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池など水道施設の耐震化や老朽化対策の計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

(水道施設の防災機能の強化)

- 水道施設が被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

【指標(現状値)】

- ・上水道の基幹管路の老朽化対策
- ・上水道施設ストックマネジメント計画をふまえた長寿命化計画の策定

6-2 ごみ及び汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

○ ごみ処理施設等の強制化

長期間にわたる機能停止は生活環境の保全及び公衆衛生上避けなければならないため組合での検討が必要

○ 汚水処理施設等の強制化

長期間にわたる機能停止は生活環境の保全及び公衆衛生上避けなければならないため組合での検討が必要

【指標(現状値)】

・玖珠清掃センター

・玖珠環境衛生センター

6-3 基幹的交通から地域交通網の長期間に渡る機能停止

【評価結果】

○ 大規模災害が発生した際に町道等が被災し通行できない事態が生じ緊急輸送に支障を来す恐れがある。

○ 農道や林道は、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても迂回路としての利用が可能となるため保全や整備が必要。

【指標(現状値)】

・橋梁の点検率 100% 再掲

・道路橋の長寿命化修繕計画の策定 再掲

7 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない

7-1 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

【評価結果】

○ 大規模地震が発生した場合、交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがある。

○ 住宅・建築物の耐震化について、市民の耐震化の必要性に対する認識を向上するための啓発が必要。

【指標(現在値)】

・道路橋の長寿命化修繕計画の策定 再掲

7-2 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備等)

○人家や公共施設へのリスクが高い施設等については、点検・耐震化検討に基づく対策を確実に進めるとともに、地域住民等の防災意識を向上させる必要がある。

○九重山系については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配布などの対応が図られているものの、引き続き警戒避難体制の整備を進める必要がある。

【指標(現在値)】

・九重町防災マップの作成 再掲

7-3 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

【評価結果】

○近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、原子力防災の基本的事項を定めた大分県地域防災計画(風水害等対策編)に基づき、各関係機関と連携を強化し原子力災害対策を推進する必要がある。

○有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底や事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き関係機関と連携して取り組む必要がある。

【指標(現在値)】

大分県地域防災計画

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

○大規模災害等に起因する森林の荒廃は、町全体の地域強靭化に影響を与えるため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。

○災害時における森林の多面的機能の発揮を図るため、シカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

○農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

(農業の体質強化)

- 急速に進む農村の少子高齢化に伴い、後継者などの担い手不足や耕作放棄地の拡大をもたらしていることから、次世代へ引き継ぐ担い手の育成及び集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図る必要がある。
- 本町の農業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や鳥獣害対策など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。
- 被災地の土地の境界が分からず、復旧に支障がきたすことが考えられる。復旧を迅速に行うため、地籍調査事業の進捗を早め、現地復旧可能な地図の整備が必要。

【指標(現状値)】

- ・国有林野 針葉樹 2108ha、広葉樹 1289ha (H29林業統計)
- ・町、私有林 針葉樹 9413ha、広葉樹 6373ha (〃)
- ・農業従事者 27.9% (H27国調) 再掲

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・災害廃棄物処理計画の策定

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 町と九重町建設協会において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、九重町建設協会との、より一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(建設業の担い手確保)

- 町内の建設業就業者の構成比は、10.3%となっており、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を

中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。

【指標(現状値)】

- ・町内建設業就業者の構成比 10.3%

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【評価結果】

(文化財の保護)

- 文化財が損壊したときは、復元が困難なことが予想されるため、損壊を未然に防ぐ必要がある。

- 伝統文化・民俗芸能の調査・研究、文化資料の収集・保管・研究継続が必要。

(地域コミュニティの維持)

- 地域の絆や人と人の繋がりは、地域の災害対応力と密接な関係があり、大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となる。

- 自主防災組織については、その結成を引き続き促進とともに、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織においての防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成が必要。

- 地籍調査を実施し土地の明確化を図ることで、災害後の円滑な復旧・復興を確保し、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティの再生に繋げることが必要。

【指標(現在地)】

- ・指定文化財等:49件(国3・県16・町49)

- ・防災士会:2地区

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

【評価結果】

(用地の確保)

- 大規模災害で長期避難が必要となった場合には仮設住宅等が必要となるため、長期に利用できる土地を確保する必要がある。

【指標(現在値)】

- 農地法、森林法等土地利用規制

7 評価結果のポイント

1 「直接死を最大限防ぐ」に関する事項

(1) 道路施設をはじめ治水・砂防など防災上重要な公共施設について、災害リスクや防

災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要があります。

また、これらの公共施設をはじめとした建築物等について、今後老朽施設が増加することも見据え、耐震化や長寿命化に向けた取り組みを計画的に行うことが必要です。

(2) 各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップの見直し、避難計画の作成、

防災訓練の充実などソフト面の対策について、国・県などの関係機関と連携し、体制を強化する必要があります。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要があります。

(3) 災害時の避難誘導など迅速かつ的確な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や住民等への情報伝達体制を強化する必要があります。

(4) 本町の観光の一層の振興に向け、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導体制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要があります。

(5) 大規模自然災害から町民の命を守り、被害を最小限にするためのハードによる対策と、自主防災組織の育成、防災訓練・防災意識の啓発などソフトによる対策を組み合わせることが重要であり、今後もこの取り組みを着実に進め、さらに効率的・効果的なものとするために、「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれの役割を果たせるよう、推進していく必要があります。

2 「救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する」に関する事項

(1) 救助・救援活動や医療支援、物資供給など災害時対応については、関係機関の連携体制はもとより、民間企業等との協力体制の一層の強化を図る取り組みが必要です。

(2) 災害対応における物資の備蓄や避難場所の確保などについては、今後、より広域かつ大規模な災害も想定し、地域間連携による支援体制の構築を進める必要があります。

3 「必要不可欠な行政機能は確保する」に関する事項

(1) 大災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、町における業務継続体制の強化を促進する必要があります。

(2) 町内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、他自治体間の応援・受援体制の整備を図る必要があります。

4 「必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する」に関する事項

(1) 食料やエネルギーの安定供給について、被災時の応急体制の整備を図る必要があります。

- (2) 町民生活を支える基礎的なインフラである上水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要があります。
- (3) 交通ネットワークの整備は、強靭化の根幹を支えるものであり、本町においては中山間部に集落が形成される地理的特性から、基幹路線の交通障害による災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うための方策を検討する必要があります。

5 「経済活動を機能不全に陥らせない」に関する事項

災害時における経済活動の供給網や救援物資の円滑な輸送を確保するため、耐震化などの防災対策を含め拠点となる公共施設の一層の機能強化を図る必要があります。

6 「ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる」に関する事項

電力供給体制の整備や水道施設の耐進化などライフラインを確保する必要があります。

7 「制御不能な複合災害・二次災害を発生させない」に関する事項

二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備や農地・農業水利施設等の保全管理を推進する必要があります。

8 「地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する」に関する事項

- (1) 災害の迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要があります。
- (2) 復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設土木業が、その役割を十分に發揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取組を推進する必要があります。

第4章 九重町地域強靭化のための施策プログラム

1 施策プログラムの策定

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靭化施策の取組方針を示す「九重町地域強靭化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を24の「最悪の事態」ごとに取りまとめます。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策プログラムの推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、数値目標を設定します。目標値の設定に当たっては、可能な限り直近の現状値を起点とし、目標年次を明記した数値によるものとします。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や県が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた指標ではなく、施策推進に関わる国、県、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づけます。また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

3 施策の重点化(重点化すべき施策項目の設定)

本町をはじめ国、県を通じ、施策推進に必要な財源の制約がある中で、本計画の実効性を確保するためには、優先順位を考慮した施策の重点化を図っていくことが必要です。このため、施策プログラムの中から、重点化すべき施策項目を設定します。この重点化すべき施策項目は、地域強靭化施策の重点化に関する大枠を示すものであり、毎年度の町予算編成や国や県への施策提案等に当たっては、施策の進捗状況や財政状況等を踏まえ、さらなる施策の重点化に努めることとします。

4 施策重点化の考え方及び設定方法

本計画においては、国が設定した最悪の事態をもとに、本町の特性等を勘案し、24の事態に整理・統合・絞り込み等を行った上で、脆弱性評価を行い、施策プログラムを策定しています。

こうしたことから、24の施策プログラムすべてを重点施策と位置づけ、その構成する区分を対象に、以下に示す視点等に基づき、緊急性や優先度を総合的に判断し、35の重点化すべき施策項目を設定しました。

重点化の視点	説明
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、どの程度重大な影響を及ぼすか
施策の進捗	当該施策の進捗をこれまで以上に向上させる必要があるか
平時の効用	当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、平時ににおいても有効に機能するものか

重点化すべき施策項目の推進に当たっては、関連する目標値の高度化や目標年次の前倒しも視野に、関連施策の着実な推進を図るものとします。また、目標値が設定されていない関連施策についても、これまでの経年的な施策進捗状況等を踏まえ、進捗度の上積みを目指すなど、効果的な推進に努めます。

各施策項目を構成する個別施策の推進に当たっては、当該施策の進捗状況や各種災害に係る被害想定等の見直し状況に加え、国が毎年度策定する「国土強靭化アクションプラン」等を踏まえ、機動的に対応する必要があることから、本計画に基づく推進方策の中で、施策レベルのさらなる重点化を図っていきます。また、本町が主体となる取組については、本計画に示す重点化の方向性を踏まえつつ、施策の進捗や財政状況に応じた施策展開に努めます。

5 九重町地域強靭化のための施策プログラム【重点】

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や、火災による多数の死傷者の発生 (住宅・建築物等の耐震化)

- 「九重町耐震促進改修計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設など、多くの町民等が利用する公共施設について、耐震化率を維持する。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。

(避難場所等の指定・整備)

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所等の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。
- 災害時の避難場所等として活用される公共施設等についても改修等含めた施設整備を計画的に促進する。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。

1-2 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)・風水害等による多数の死傷者の発生 (土砂災害警戒区域等の指定)

- 大分県の実施する基礎調査等の結果に基づき、適時ハザードマップを作成し、広報・ホームページ等で周知及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラムサインの設置を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化や公衆無線LAN等の整備を促進する。
- 災害発生時における避難行動要支援者等に対して、迅速で円滑な支援が可能となるよう、町民への周知、職員への教育等を推進する。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 町内各所に自主防災組織の結成を促進するとともに、防災士などの地域防災に関する実践活動のリーダーの養成を通じて、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関との連携・協働の促進を図る。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施及び体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資輸送ルートを確保するため、複数の輸送ルートの確保を図る。
- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、県、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される防災拠点について、被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公共施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達対応を図るため、備蓄整備方針の策定に努め、物資調達等の体制整備に取り組む。
- 支援制度の活用などを通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、町民の自発的な備蓄の取組を促進する。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(孤立対策)

- 孤立する恐れのある集落における自助・共助体制の確立、家庭内備蓄の啓発等により地域の防災力の向上を図る。また、通信手段や物資輸送の手段など確保を図る。
- 地域コミュニティを維持・活性化させ災害時に集落が孤立することを防ぐとともに地域の防災力向上を図る。

2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 (災害時における医療支援)

○広域的かつ大規模な災害の場合、多くの町民が負傷し応急処置・輸送・治療能力等が不足するおそれがあることから、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する。

○大規模地震等に伴うエネルギー供給の途絶等により、医療機能等を提供できないおそれがあることから、災害時の情報収集方法、燃料や水の供給体制の構築を図る。

(災害時における福祉的支援)

○ 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(防疫対策)

○ 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所等における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

○ 感染症の発生防止のため、平時から予防接種の摂取率の向上に取り組む必要がある。また、消毒や害虫駆除においては、平時に加え災害発生時に、より迅速的確に実施できるよう体制の構築を図る。

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所運営)

○避難の長期化による避難所の自主運営、車中泊などの避難所以外の避難者の把握や要配慮者への支援が円滑に行われるようマニュアルの策定や運営訓練を実施する

○避難所の老朽化対策を行い施設の安全確保を図る。

3 行政機能の確保

3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

○ 災害が発生した場合に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置し、災害対策本部においては運用事項(職員の収容範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など)を定め、定期的な実動訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備を計画的に推進する。

- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を確保する。
- 行政情報システム機能の維持・継続を図るため、情報システムの機能維持のための取組を推進する。

(広域応援・受援体制の整備)

- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の更なる構築を図る。

4 必要不可欠な情報通信機能の確保

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期にわたる機能停止

(情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化)

- Jアラート自動起動機や同胞系防災行政無線の整備、インターネット等を活用した災害情報の提供により、町民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を図る。
- 携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話通信事業者の協力を得ながら、通信環境の改善を図る。

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化)再掲

- Jアラート自動起動機や同胞系防災行政無線の整備、インターネット等を活用した災害情報の提供により、町民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を図る。
- 携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話通信事業者の協力を得ながら、通信環境の改善を図る。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産能力の低下

(企業の事業推進体制の強化)

- 大規模災害時において、町内企業の事業の停止による町民の生活への影響を避けるため、関係機関との連携により、町内企業等における事業推進体制の継続及び中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。
- 大規模な自然災害の場合、中小企業等の事業活動に著しい支障が生じることから、資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融

相談体制の充実と融資制度の周知を図る。

5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止

(緊急輸送ルートの確保)

- 道路は町民にとって最も身近で基礎的な社会基盤であるとともに、災害時においては物資の緊急輸送、その他災害応急対策上重要な役割を有するため、地域住民の生産活動及び日常活動の便益を増大させ、かつ防災活動上主要な道路から、整備改良事業を推進する。

5-3 異常渇水等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響

(農業水利施設等の保全管理)

- 渇水による用水の途絶は生産活動に甚大な影響を与えることから、ため池や頭首工、水路など関係施設の点検・清掃を行い、維持補修を図る。

6 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期復旧をさせる。

6-1 水道の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化・老朽化対策)

- 施設の老朽化・耐震化対策を行うとともに、施設が浸水、損壊により長期間稼働できない場合に備え、県、他市町村、業者と災害応援協定を結ぶ。
- 避難所となる公民館・社会教育施設等にトイレや洗濯用水に利用可能な生活用水を供給できる設備・体制の整備。
- 大規模災害時には、生活用水が不足する事態が想定されるため、雨水等の水資源の有効利用等を普及・促進する。
- 大規模災害時、職員も被災することを前提に、非常時の水道水の供給継続の検討や、訓練等を通じて事業継続計画の充実を図る。

6-2 ごみ及び汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(処理施設の強靭化)

- 施設の老朽化・耐震化対策を行うとともに、施設が浸水、損壊により長期間稼働できない場合に備え、県、他市町村、業者と災害応援協定を結ぶ。

6-3 基幹交通から地域交通網の長期間にわたる機能停止

(輸送ルートの確保)

- 災害時において、町や交通事業者が相互に連携・協力し、代替え輸送や早期復旧など迅速に行う仕組みを整備する。
- 道路は町民にとって最も身近で基礎的な社会基盤であるとともに、災害時においては物

資の緊急輸送、その他災害応急対策上重要な役割を有するため、地域住民の生産活動及び日常活動の便益を増大させ、かつ防災活動上主要な道路から、整備改良事業を推進する。

7 制御不能な複合災害、二次災害の抑制

7-1 沿線・沿道の建物倒壊に伴う直接的な被害及び交通麻痺

(輸送路の確保)

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、国・県、民間と連携した体制を整備する。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る。
- 土砂などに加え、倒壊した建造物で道路がふさがれた場合、即時に輸送路を確保するため、予め業者等と障害物除去応援対策における体制を整備(協定等)する。

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備)

- 人家や公共施設へのリスクが高い施設については、点検・耐震化検討に基づく対策を推進し、地域住民等の防災意識を高める。
- 国・県など関係機関と連携し、警戒避難体制の整備と啓発を推進する。

7-3 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

(警戒・避難体制の整備)

- 近県の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、関係機関と連携を強化して事故に伴う有害物質拡散対策や各種の原子力災害対策を推進する。
- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底などを促進し、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する。

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- シカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、多面的

機能支払推進交付金事業をはじめとする地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

(農業の体質強化)

- 急速に進む農村の少子高齢化に伴い、後継者などの担い手不足や耕作放棄地の拡大をもたらしていることから、次世代へ引き継ぐ担い手の育成及び集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図る。
- 本町の農業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や鳥獣害対策など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を推進する。
- 被災地の土地の境界が分からず、復旧に支障がきたすことが考えられるため、復旧を迅速に行うため、地籍調査事業の進捗を早め、現地復旧可能な地図の整備を図る。

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭に再建・回復できる条件整備

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 九重町地域防災計画に災害廃棄物処理等計画の掲載はあるが、玖珠九重行政事務組合において災害廃棄物の処理体制の取り決めがないため、玖珠九重行政事務組合及び玖珠町災害廃棄物処理計画を検討し、広域的な視点からの廃棄物処理体制を推進する。

8-2 復旧・復興等を担う人材の不足

(災害対応に不可欠な建設土木業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する九重町建設協会の効果的な活用を図るなど、災害時における行政と九重町建設協会との連携体制をさらに強化する。
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靭化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業推進体制の継続策の検討を支援するなど、関係団体等と連携した取組を推進する。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

(文化財の保護)

- 文化財が損壊した場合、復元が困難となることが多いため、損壊を未然に防ぐ必要がある。また、降雨・太陽光・温度変化等自然環境の中では、日々風化していくため常時における日常管理を行うとともに、文化財・文化的景観の調査研究、保存のための資料

作成を行う。

(地域コミュニティの維持)

- 大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティを維持し、併せてその活性化を図る。
- 自主防災組織については、その結成を引き続き推進するとともに、組織のリーダーとなる防災士の養成とスキルアップを図る。
- 地籍調査の迅速化により、土地の境界の明確化による円滑な復旧・復興を図る。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

(用地の検討)

- 大規模な災害で長期の避難が必要な場合、仮設住宅等に長期に利用できる用地を検討する。

6 九重町地域強靭化のための施策プログラム【施策分野別】再掲

<個別施策分野>

- A. 行政機能/警察・消防等/防災教育等
- B. 住宅・都市/環境
- C. 保健医療・福祉
- D. エネルギー/情報通信/産業構造
- E. 交通・物流
- F. 農林水産
- G. 国土保全

<横断的分野>

- ① リスクコミュニケーション(情報の共有、教育・訓練・啓発等)
- ② 地域の生活機能の維持・地域の活性化
- ③ 人材育成
- ④ 官民連携
- ⑤ 老朽化対策

A. 行政機能/警察・消防等/防災教育等

- 大分県の実施する基礎調査等の結果に基づき、適時ハザードマップを作成し、広報・ホームページ等で周知及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。

1-2<横断的分野①③>

- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラムサインの設置を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化や公衆無線LAN等の整備を促進する。1-2<横断的分野①>
- 災害発生時における避難行動要支援者等に対して、迅速で円滑な支援が可能となるよう、町民への周知、職員への教育等を推進する。1-2<横断的分野①③>
- 町内各所に自主防災組織の結成を促進するとともに、防災士などの地域防災に関する実

践活動のリーダーの養成を通じて、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。

1-2<横断的分野①③>

- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関との連携・協働の促進を図る。1-2<横断的分野①④>
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施及び体验型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。1-2<横断的分野①>
- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、県、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。2-1<横断的分野①④>
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。2-1<横断的分野④>
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、町民の自発的な備蓄の取組を促進する。2-1<横断的分野①②>
- 地域コミュニティを維持・活性化させ災害時に集落が孤立することを防ぐとともに地域の防災力向上を図る。2-2<横断的分野②③>
- 避難の長期化による避難所の自主運営、車中泊などの避難所以外の避難者の把握や要配慮者への支援が円滑に行われるようマニュアルの策定や運営訓練を実施する。

2-5<横断的分野③④>

- 避難所の老朽化対策を行い施設の安全確保を図る。2-5<横断的分野⑤>
- 災害が発生した場合に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置し、災害対策本部においては運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）を定め、定期的な実動訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備を計画的に推進する。3-1<横断的分野①>
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画の見直しや本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。

3-1<横断的分野①>

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を確保する。3-1<横断的分野①>
- 行政情報システム機能の維持・継続を図るため、情報システムの機能維持のための取組を推進する。3-1<横断的分野①>
- 町内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、応援協定の枠組みに沿って、町外自治体との広域応援・受援体制の更なる構築を図る。3-1<横断的分野①④>

- 人家や公共施設へのリスクが高い施設については、点検・耐震化検討に基づく対策を推進し、地域住民等の防災意識を高める。7-2<横断的分野①③>
- 国・県など関係機関と連携し、警戒避難体制の整備と啓発を推進する。
 - 7-2<横断的分野①>
- 近県の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、関係機関と連携を強化して事故に伴う有害物質拡散対策や各種の原子力災害対策を推進する。7-3<横断的分野①>
- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底などを促進し、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する。
 - 7-4<横断的分野①>
- 文化財が損壊した場合、復元が困難となることが多いため、損壊を未然に防ぐ必要がある。また、降雨・太陽光・温度変化等自然環境の中では、日々風化していくため常時における日常管理を行うとともに、文化財・文化的景観の調査研究、保存のための資料作成を行う。8-3<横断的分野①⑤>
- 大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティを維持し、併せてその活性化を図る。8-3<横断的分野②>
- 自主防災組織については、その結成を引き続き推進するとともに、組織のリーダーとなる防災士の養成とスキルアップを図る。8-3<横断的分野③>
- 地籍調査の迅速化により、土地の境界の明確化による円滑な復旧・復興を図る。
 - 8-3<横断的分野②>

B. 住宅・都市/環境

- 「九重町耐震促進改修計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。
 - 1-1<横断的分野①⑤>
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設など、多くの町民等が利用する公共施設について、耐震化率を維持する。1-1<横断的分野①⑤>
- 公共建築物の老朽化対策については、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
 - 1-1<横断的分野①⑤>
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される防災拠点について、被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公共施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。2-1<横断的分野①>
- 大規模災害時において応急物資の供給・調達対応を図るために、備蓄整備方針の策定に努め、物資調達等の体制整備に取り組む。2-1<横断的分野①>
- 支援制度の活用などを通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
 - 2-1<横断的分野①④>

- 水道施設の老朽化・耐震化対策を行うとともに、施設が浸水、損壊により長期間稼働できない場合に備え、県、他市町村、業者と災害応援協定を結ぶ。6-1<横断的分野④⑤>
- 避難所となる公民館・社会教育施設等にトイレや洗濯用水に利用可能な生活用水を供給できる設備・体制の整備。6-1<横断的分野①⑤>
- 大規模災害時には、生活用水が不足する事態が想定されるため、雨水等の水資源の有効利用等を普及・促進する。6-1<横断的分野①>
- 大規模災害時、職員も被災することを前提に、非常時の水道水の供給継続の検討や、訓練等を通じて事業継続計画の充実を図る。6-1<横断的分野①>
- ごみ及び汚水処理施設の老朽化・耐震化対策を行うとともに、施設が浸水、損壊により長期間稼働できない場合に備え、県、他市町村、業者と災害応援協定を結ぶ。
6-2<横断的分野①④>
- 九重町地域防災計画に災害廃棄物処理等計画の掲載はあるが、玖珠九重行政事務組合において災害廃棄物の処理体制の取り決めがないため、玖珠九重行政事務組合及び玖珠町災害廃棄物処理計画を検討し、広域的な視点からの廃棄物処理体制を推進する。
8-1<横断的分野①>
- 大規模な災害で長期の避難が必要な場合、仮設住宅等に長期に利用できる用地を検討する。8-4<横断的分野②>

C. 保健医療・福祉

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所等の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。1-1<横断的分野①>
- 災害時の避難場所等として活用される公共施設や地区会館等について改修等含めた施設整備を計画的に促進する。1-1<横断的分野①②>
- 広域的かつ大規模な災害の場合、多くの市民が負傷し応急処置・輸送・治療能力等が不足するおそれがあることから、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する。2-3<横断的分野④>
- 大規模地震等に伴うエネルギー供給の途絶等により、医療機能等を提供できないおそれがあることから、災害時の情報収集方法、燃料や水の供給体制の構築を図る。
2-3<横断的分野④>
- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。2-3<横断的分野①>
- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所等における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。2-4<横断的分野①>
- 感染症の発生防止のため、平時から予防接種の摂取率の向上に取り組む必要がある。

また、消毒や害虫駆除においては、平時に加え災害発生時に、より迅速的確に実施できるよう体制の構築を図る。2-4<横断的分野①④>

D. エネルギー/情報通信/産業構造

- Jアラート自動起動機や同胞系防災行政無線の整備、インターネット等を活用した災害情報の提供により、町民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を図る。
4-1<横断的分野①>
- 携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話通信事業者の協力を得ながら、通信環境の改善を図る。4-1<横断的分野①>
- Jアラート自動起動機や同胞系防災行政無線の整備、インターネット等を活用した災害情報の提供により、町民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を図る。
4-2<横断的分野①>
- 携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話通信事業者の協力を得ながら、通信環境の改善を図る。4-2<横断的分野①④>
- 大規模災害時において、町内企業の事業の停止による町民の生活への影響を避けるため、関係機関との連携により、町内企業等における事業推進体制の継続及び中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。5-1<横断的分野④>
- 大規模な自然災害の場合、中小企業等の事業活動に著しい支障が生じることから、資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る。5-1<横断的分野①④>
- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する九重町建設協会の効果的な活用を図るなど、災害時における行政と九重町建設協会との連携体制をさらに強化する。8-2<横断的分野①④>
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靭化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業推進体制の継続策の検討を支援するなど、関係団体等と連携した取組を推進する。8-2<横断的分野③>

E. 交通・物流

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。
1-1<横断的分野②>
- 物資輸送ルートを確保するため、複数の輸送ルートの確保を図る。2-1<横断的分野②>
- 孤立する恐れのある集落における自助・共助体制の確立、家庭内備蓄の啓発等により地域の防災力の向上を図る。また、通信手段や物資輸送の手段など確保を図る。
2-2<横断的分野①③>

- 道路は町民にとって最も身近で基礎的な社会基盤であるとともに、災害時においては物資の緊急輸送、その他災害応急対策上重要な役割を有するため、地域住民の生産活動及び日常活動の便益を増大させ、かつ防災活動上主要な道路から、整備改良事業を推進する。5-2<横断的分野②>
- 災害時において、町や交通事業者が相互に連携・協力し、代替え輸送や早期復旧など迅速に行う仕組みを整備する。6-3<横断的分野④>
- 道路は町民にとって最も身近で基礎的な社会基盤であるとともに、災害時においては物資の緊急輸送、その他災害応急対策上重要な役割を有するため、地域住民の生産活動及び日常活動の便益を増大させ、かつ防災活動上主要な道路から、整備改良事業を推進する。6-3<横断的分野④>
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、国・県、民間と連携した体制を整備する。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る。7-1<横断的分野④>
- 土砂などに加え、倒壊した建造物で道路がふさがれた場合、即時に輸送路を確保するために、予め業者等と障害物除去応援対策における体制を整備(協定等)する。
7-1<横断的分野④>

F. 農林水産

- 渇水による用水の途絶は生産活動に甚大な影響を与えることから、ため池や頭首工、水路など関係施設の点検・清掃を行い、維持補修を図る。5-3<横断的分野②>
- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
7-4<横断的分野②>
- シカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。7-4<横断的分野②>
- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、多面的機能支払推進交付金事業をはじめとする地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。7-4<横断的分野②>
- 急速に進む農村の少子高齢化に伴い、後継者などの担い手不足や耕作放棄地の拡大をもたらしていることから、次世代へ引き継ぐ担い手の育成及び集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図る。7-4<横断的分野②③>
- 本町の農業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や鳥獣害対策など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を推進する。7-4<横断的分野②>
- 被災地の土地の境界が分からず、復旧に支障がきたすことが考えられるため、復旧を

迅速に行うため、地籍調査事業の進捗を早め、現地復旧可能な地図の整備を図る。

7-4<横断的分野②>

G. 国土保全

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。再掲
7-4<横断的分野②>
- シカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。再掲 7-4<横断的分野②>
- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、多面的機能支払推進交付金事業をはじめとする地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。再掲 7-4<横断的分野②>
- 地籍調査の迅速化により、土地の境界の明確化による円滑な復旧・復興を図る。
8-3<横断的:②>

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

九重町地域強靭化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、本町における社会情勢の変化や国全体の強靭化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要となることから、本計画の推進期間は国のガイドラインに基づき、令和3年度から令和7年度までの5ヵ年とし、国の基本計画と同様に5年ごとに見直します。なお、計画期間内においても、社会情勢の大きな変化等により、計画内容の抜本的な見直しが必要な場合には、適宜見直しを行います。また、本計画は、本町の他の分野別計画における地域強靭化に関する指針として位置づけるものであることから、地域強靭化に関する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との連携を図っていきます。

2 計画の推進方法

(1) 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、所管課を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

(2) PDCAサイクルによる計画の着実な推進計画の推進に当たっては、前章で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏ま

えた予算化や国や県への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくという計画・実施・評価・改善といったPDCAサイクルを構築し、九重町地域強靭化の好循環を図っていきます。

3 推進体制

計画の推進に当たっては、本町のみならず国、県、民間の関係者が総力をあげて、多岐にわたる施策を総合的かつ効果的に実施することが不可欠です。また、施策プログラムは、24の「最悪の事態」を回避するための個別施策を庁内横断的な施策群として整理したもので、「最悪の事態」は、大規模災害により生じかねない具体的な事象であり、各課が連携して施策を推進していくことが極めて重要です。

このため、全課横断的な体制の強化を図るとともに、行政、民間事業者、関係団体等の連携による推進体制のもと関連施策の着実な推進を図ります。

さらに、実情を踏まえた計画の推進管理と最適化を行うため、全課を通じ、施策の進捗状況や課題等の把握を行い、本町全体の計画推進と連携をさせます。

九重町国土強靭化地域計画

令和3年3月策定

九重町役場 危機管理情報推進課

TEL 0973-76-3801(直通)

FAX 0973-76-2247

e-mail: kikikanri@town.kokonoe.lg.jp